

よど号ハイジャック犯の徹底した捜査を求める意見書

昭和45年、日本航空旅客機よど号を乗っ取った赤軍派学生は、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に逃亡した。その後、よど号ハイジャック犯及び関係者に対しては、欧州各地で起こった日本人留学生や旅行者を拉致する非合法活動に関与している可能性が指摘されてきた。平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日総書記が自国の特殊機関が拉致したことを認めたことから、警察当局は、有本恵子さんの拉致について、よど号ハイジャック犯のメンバーを容疑者として国際手配したが、他の拉致被害者についての真相は現在も闇の中である。

このような中、よど号ハイジャック犯の関係者の帰国が相次いでおり、今後も拉致実行犯とされる関係者の帰国が予想される。そのような関係者の証言等から拉致事件が解決することも十分に考えられる。

よって、国においては、日本人拉致事件の一刻も早い解決と真相究明のため、よど号ハイジャック犯の捜査を徹底して行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

綾瀬市議会議員 内藤 寛

衆議院議員 参議院議員 内閣総理大臣 外務大臣 あて

政府未認定とされている北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

平成14年9月の日朝首脳会談で、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は、以前から日本が求めていた拉致被害者の安否確認に応じた。その中には、日本が安否確認を求めていた以外の曾我ひとみさんが含まれていた。このことから、政府未認定とされている拉致被害者の存在は明らかであり、警察等の関係機関も捜査に動き始めている。

よって、国においては、国民の安全と人権を守る観点から、政府未認定とされている北朝鮮による日本人拉致事件の真相を究明し、被害者の早期原状回復に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

綾瀬市議会議員 内藤 寛

衆議院議員 参議院議員 内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣 あて

日本国内に入港する外国船舶の船主責任保険の加入を義務付ける法律の制定を求める意見書

近年、外国船舶が日本沿岸で座礁したまま放置されている問題が相次いでいる。これまでに撤去された放置船の多くは船主責任保険に未加入で、多額の撤去費用を国と自治体で負担することとなり、特に自治体の財政負担が問題となっている。

また、油濁損害の賠償や座礁した船舶の撤去が適切に行われていないことから、今国会に油濁損害賠償保障法の改正案が提出された。これは、新たに油濁損害の賠償等にかかる保障契約の締結を義務付けることにより被害者保護を充実させるものであるが、放置座礁船による損害に対する船舶所有者等の責任を明確にするためには、船主責任保険への加入を義務付け、無保険の船舶の入港を禁止するなどの措置を含む法律の整備が望まれる。

よって、国においては、日本国内に入港する外国船舶の船主責任保険の加入を義務付ける法律を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月22日

綾瀬市議会議員 内藤 寛

衆議院議員 参議院議員 内閣総理大臣
法務大臣 国土交通大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接議会の権力が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

これは、地方自治法第九十九条の「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」という規定に基づいたものです。

「市議会報あやせ」

発行と配布場所のお知らせ

「市議会報あやせ」は、年四回の発行。二月、五月、八月、十一月の各十五日の新聞(休刊日の場合は十四日)の朝刊に折り込んで、皆さんのご家庭にお届けしています。折り込んでいる新聞は、読売、朝日、毎日、産経、東京、神奈川、日本経済の七紙です。

また、新聞未購読世帯の皆さんのために、発行日には、次の公共施設や駅にも置いてあります。

- 公共施設
- 市役所行政資料コーナー
- 高齢者福祉会館
- 福祉会館・綾北福祉会館
- リサイクルプラザ
- ながかつ児童館

- 駅舎
- 相模大塚
- さがみ野
- かしわ台
- 海老名
- 海老名
- 小田急
- 長後

議員の暑中見舞状等の禁止

議員は、公職選挙法により市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。



市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

6月定例会は、6月4日から18日まで開かれる予定です

審議日程	
4日(金)	本会議(議案審議)
8日(火)	教育福祉常任委員会
9日(水)	経済建設常任委員会
10日(木)	総務常任委員会
11日(金)	基地対策特別委員会
15日(火)	本会議(一般質問)
16日(水)	本会議(一般質問)
18日(金)	本会議(委員長報告~採決)

あなたも傍聴してみませんか

本会議は、簡単な受け付けだけで傍聴できます

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出しいたします
- ・なお、資料は10部ですので窓口での申し込み順となります
- ・一般質問の日には、市民ホールのテレビで本会議場の内容をモニター放映しています
- ・審議日程は状況によって変更することがありますので、議会事務局までお問い合わせください
- ・開会時間は午前9時、18日(金)は9時30分になります

お問い合わせは、議会事務局

☎0467-70-5644 まで

E-mail:su3110@city.ayase.kanagawa.jp